#### 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業(エネ特会)

400百万円(236百万円)

総合環境政策局環境経済課

### 1.事業の概要

金融の流れを環境に配慮したものとする<u>環境金融の促進の重要性は、低炭素社会づ</u> くり行動計画、経済財政改革の基本方針2009等において、重ねて指摘されている。

環境金融の一形態として、「環境格付け融資」がある。これは、企業の環境配慮の 取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果が高い企業に対して低 利融資を行うものである。環境格付け融資によるスクリーニングが広まれば、企業は よりよい環境格付けと低金利を目指して環境対策に自主的・積極的に取り組むように なり、企業による環境対策の大幅な促進が図られる。

本事業は、こうした<u>金融機関による環境格付け融資の取組を促進する</u>ことにより、 <u>環境対策に積極的に取り組もうとする企業の環境対策を促進する</u>ため、環境格付け融 資を行う金融機関に対し利子補給を行うものである。

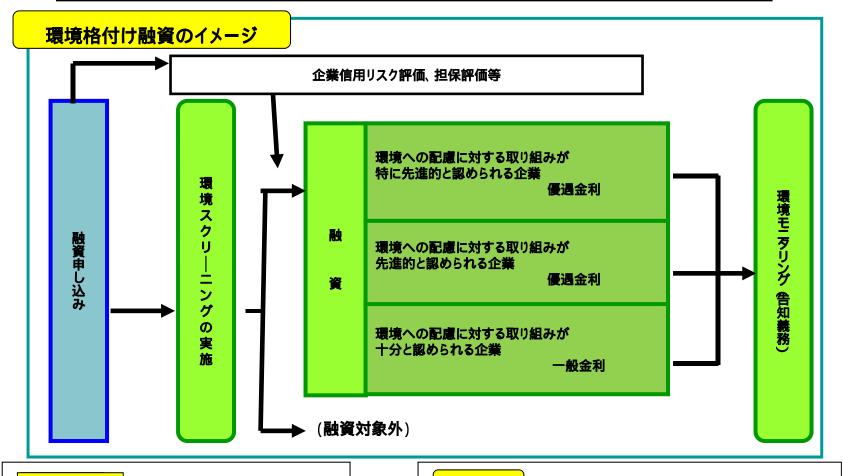
### 2.事業計画(平成19年度~)

企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等(日本政策投資銀行の「環境配慮型経営促進事業」と同程度以上の手法による)により評価し、その評価結果に応じて金利優遇を行う民間金融機関の融資事業(環境格付け融資)について、当該事業により融資を受ける事業者が、融資を受けた年から5カ年以内にCO2を5%以上削減(原単位の改善)することを目標として誓約することを要件として、当該案件に係る融資残高の1%を限度として利子補給を行う。

## 3.施策の効果

多くの民間金融機関が環境格付け融資を実施することにより、企業の環境対策が加速的に促進されるとともに、預金者の環境配慮意識を増進させる。

# 環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業



# 融資対象

地球温暖化対策

## 利子補給誓約条件

融資を受けた年から5ヶ年以内に「CO2削減効果が5%以上」を達成



# 利子補給

融資残高に対して年1%を限度として利子補給を行います。

(金利 - 1%)で融資が受けられます。

環境スクリーニングにより決定された優遇金利

優遇金利 ·一般金利